

■教育職員免許法 別表第二（第五条関係）

第一欄		第二欄	第三欄		
所要資格		基礎資格	大学又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において修得することを必要とする最低単位数		
免許状の種類			養護に関する科目	教職に関する科目	養護又は教職に関する科目
養護教諭	専修免許状	修士の学位を有すること	28	21	31
	一種免許状	学士の学位を有すること	28	21	7
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること 又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること	24	14	4

■教育職員免許状の取得資格手引き

次の条件を満たすことにより、教育職員免許状の授与を受ける所要資格を得ることができます。なお、保健師免許を基礎資格として養護教諭二種免許状を取得する場合は、2.に掲げる科目の単位数を修得する必要があります。

1. 学士の学位を有する（本学の卒業）
2. 次に掲げる科目の単位数修得

施行規則に定める科目	単位数	本学開講授業科目	単位数
日本国憲法	2	日本国憲法	2
体育	2	スポーツⅠ・Ⅱ	2
外国語コミュニケーション	2	英語コミュニケーションⅠ・Ⅱ	2
情報機器の操作	2	ICT基礎	2

3. 取得する免許状の種類に応じた「養護に関する科目」・「教職に関する科目」・「養護又は教職に関する科目」の単位数修得

分野 免許状の種類	養護に関する科目	教職に関する科目	養護又は教職に関する科目
養護教諭一種免許状	28	21	7

(1) 養護教諭一種免許状の養護に関する科目

免許法施行規則		本学開講授業科目		一種免の修得単位数	
分野	一種	開講授業科目	単位数	必修	選択
衛生学及び公衆衛生学 (予防医学を含む。)	4	公衆衛生学と法規学	2	2	
		公疫	2	2	
学校保健	2	学校保健	2	2	
養護概説	2	養護概説	2	2	
健康相談活動の理論及び方法	2	健康相談活動	2	2	
栄養学(食品学を含む。)	2	栄養学	2	2	
解剖学及び生理学	2	解剖生理学Ⅰ	1	1	
		解剖生理学Ⅱ	1	1	
「微生物学、免疫学、薬理概論」	2	微生物学(感染・免疫を含む)	2		2
		薬理薬剤学	2		2
精神保健	2	精神看護学概論	2	2	
看護学(臨床実習及び救急処置を含む。)	10	看護学概論	2	2	
		成人看護学概論	2		2
		生活援助技術論	2		2
		小児看護学概論	1	1	
		小児看護学援助論Ⅱ	1		1
		小児看護学実習Ⅱ	1	1	
		成人看護学実習	4	4	
救急看護	1	1			
最低修得単位数	一種 二種	28 24	計		25 3

修得単位計算用

養護教諭一種免許状の養護に関する科目	修得単位
①必修科目の修得単位数	
②選択科目の修得単位数	
①と②の合計	
③①+②の合計から28を引いた数	

25単位必修

→養護教諭一種免許状の養護又は教職に関する科目
P. 32のBに記入

(2) 養護教諭一種免許状の教職に関する科目

免許法施行規則に定める 科目区分等			本学開講授業科目		修得単位数	
科目	各科目に含める必要事項	単位数	授業科目	単位数	必修	選択
教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割	2	教師論	2	2	
	・教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）					
	・進路選択に資する各種の機会の提供等					
教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	4	教育基礎論	2	2	
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）		教育心理学	2	2	
			発達心理学	2		
			障害児教育学	2		
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		教育の社会制度論	2	2	
教育社会学		2				
教育行政学	2					
教育課程に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法	4	教育課程論	2	2	
	・道徳及び特別活動に関する内容		道徳教育の指導法	2	2	
			特別活動の指導法	2	2	
	・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		教育情報方法論	2	2	
生徒指導及び教育相談に関する科目	・生徒指導の理論及び方法	4	生徒指導論	2	2	
	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談	2	2	
			教育相談の理論と方法	2		
養護実習	5	養護教諭実習（事前事後）	1	1		
		養護教諭実習	4	4		
教職実践演習	2	教職実践演習（養護教諭）	2	2		
最低修得単位数	21	計			27	

※免許法により最低修得単位数の21単位を超えた単位数については養護又は教職に関する科目にあてることができる。

修得単位計算用

養護教諭一種免許状の教職に関する科目	修得単位
①必修科目の修得単位数	
②選択科目の修得単位数	
①と②の合計	
③①+②の合計から21を引いた数	

27単位必修

→養護教諭一種免許状の養護又は教職に関する科目
P. 32のCに記入

(3) 養護又は教職に関する科目

免許法施行規則に定める 科目区分等			本学開講授業科目		修得単位	
			開講授業科目	単位数	必修	選択
養護又は教職に関する科目			教育評価	2		2
最低修得 単位数	一種	7	計		7以上	
	二種	4				

※最低修得単位数7単位の履修方法について

「養護教諭一種免許状の養護又は教職に関する科目」では、最低修得単位数が7単位と決められており、不足する7単位については以下のいずれかの方法により修得する。

- 1) 「養護教諭一種免許状の養護に関する科目」の選択科目から修得した単位をあてる
 - 2) 「養護教諭一種免許状の教職に関する科目」の選択科目から修得した単位をあてる
 - 3) 上記「養護又は教職に関する科目」の選択科目から修得した単位をあてる
- なお、1)～3)の方法を組み合わせることができる。

修得単位計算用

養護教諭一種免許状の養護又は教職に関する科目	修得単位
A. 養護又は教職に関する科目の修得単位数	
B. 養護に関する科目(P.30)の③の単位数	
C. 教職に関する科目(P.31)の③の単位数	

■浄土真宗本願寺派教師資格

1. 本願寺派教師資格とは、浄土真宗本願寺派の住職になるための基礎資格です。
2. この資格は、本学において開講される下記の8科目の単位を修得することによって取得でき、その後本山において10日間の教修を受けて教師の許状が得られます。

本山教師科目	本学開講科目	単位数
真宗教義	真宗概論	4
真宗史	真宗史	4
仏教教義	仏教概論	4
仏教史	仏教史	4
宗教概説	宗教学概論	4
宗門法規	宗門法規	2
勤式作法	勤式	4
布教法	布教法	4
合	計	30

本学以外での学修成果の評価

入学以前または在学中、他大学等の授業科目を履修し修得した単位、および資格検定試験を受験し、本学の定める基準に達した場合、教授会の議を経て、60単位を超えない範囲で本学において修得した単位として認定します。専門基礎科目・専門科目については、原則認めません。

■単位認定される事項

- ①本学が認めた留学により修得した単位
- ②ネットワーク大学コンソーシアム岐阜共同授業により修得した単位